

入 札 説 明 書

筑紫野市が発注する起工第26号二日市小学校教室棟改築空調設備工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和8年5月26日
- 2 発注者 筑紫野市長 平井 一三
- 3 入札担当課 〒818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号
筑紫野市総務部財政課契約担当
TEL 092-923-1111 (内233)
- 4 工事担当課 筑紫野市建設部建築課
- 5 工事内容等
 - (1) 工事名 起工第26号二日市小学校教室棟改築空調設備工事
 - (2) 工事場所 筑紫野市二日市西二丁目2番1号
 - (3) 工事概要
 - 二日市小学校教室棟改築空調設備 一式
 - ・空気調和設備工事 一式
 - ・換気設備工事 一式
 - (4) 予定工期 契約締結の翌日から令和10年2月28日まで
 - (5) 予定価格 151,424,900円 (消費税相当額を含む)
 - (6) 最低制限価格 139,310,600円 (消費税相当額を含む)
- 6 工事の発注方式
 - (1) 本工事は、筑紫野市契約規則(平成4年筑紫野市規則第10号)第13条の規定に基づき、最低制限価格制度を適用する。
 - (2) 入札参加形態は、単体企業とする。
- 7 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)
 - (1) 令和8年5月26日時点において、管工事(空調・冷暖房設備工事)について、筑紫野市競争入札参加資格及び手続等に関する規程(平成9年筑紫野市規程第8号)に基づき競争入札に参加する資格の認定を受けている者(建設工事業種別・有資格者一覧表(以下「有資格者名簿」という。)登載者)であること。
 - (2) 建設業法第27条の23の規定に基づく管工事業に係る経営事項審査結果の総合数値が650点以上であること。ただし、公告日から落札者が契約締結する日までの間において、経営事項審査が有効なものに限る。又、管工事業について特定建設業許可又は一般建設業許可を有すること。
- 8 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和8年5月26日(火曜日)現在において、次の条件を満たすこと。
なお、契約締結時点においても同条件を満たすこと。

 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (2) 筑紫野市指名停止等の措置に関する規則(平成24年筑紫野市規則第38号)に基づく指名停止等の措置期間中でないこと。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

る者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(更正手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく有資格者名簿の登載者を除く。)

- (4) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

ア 設計業務の等の受託者とは次に掲げる者である。

株式会社教育施設研究所福岡事務所

代表者 執行役員所長 山内 英樹

住 所 福岡県福岡市博多区博多駅中央街 7 番 2 号

イ 当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者とは、次のいずれかに該当するものである。

(ア) 当該受託者又は建設業者が法人税法上の同族会社であって、一方が他の一方の同族会社の判定基準となる場合における当該建設業者

(イ) 当該受託者及び建設業者がいずれも法人税法上の同族会社であって、両者の同族会社の判定基準となる者が重複する場合における当該建設業者

(ウ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (5) 有資格者名簿の営業所について次の条件を満たすこと。

建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち筑紫地区内に本社を有する者であること。

- (6) 管工事について、公共工事の元請けとして空調設備工事の修繕、改修または更新工事の施工実績(ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20% 以上の構成員としての施工実績に限る。)を有すること。施工実績については、公共工事の大規模改修等の一部に空調設備の修繕、改修または更新が含まれる場合も可とする。

- (7) 管工事業に関する技術者(ただし、当該技術者は、入札参加申込者と雇用関係にある者に限る。)を当該工事に専任で配置できること。(要件を満たせば兼任も可とする。)

- (8) 管工事業について一般建設業の許可を有する者は、建設業法第 16 条の規定により、本工事に予定する下請代金の総額が 5,000 万円未満であること。

9 入札申込書、仕様書等の配布

- (1) 方 法 筑紫野市のホームページ「一般競争入札の入札公告および入札結果」からのダウンロードによる配布とする。

- (2) 期 間 令和 8 年 5 月 26 日(火曜日)午後 1 時 00 分から
令和 8 年 6 月 23 日(火曜日)午後 5 時 00 分まで

- (3) ダウンロード先のホームページアドレス

[一般競争入札の入札公告および入札結果 - 筑紫野市ホームページ \(city.chikushino.fukuoka.jp\)](http://city.chikushino.fukuoka.jp)

10 仕様書等に関する質問

- (1) 提出方法 9によりダウンロードした様式「質疑書」により作成し、令和 8 年 6 月 10 日(水曜日)までに電子メールにより送付すること。ただし、電子メールによることが困難な場合は、ファクシミリによることも可とする。

なお、質問がない場合は、その旨について提出の必要はない。

- (2) 送付先 筑紫野市役所総務部財政課契約担当

電子メール：keiyaku@city.chikushino.fukuoka.jp

財政課FAX番号：092-923-1208

- (3) 回 答 令和8年6月15日（月曜日）午後5時までに本市ホームページにて閲覧に供する。
- (4) 仕様書等の変更等 仕様書等の内容に変更等が生じた場合は、
令和8年6月15日（月曜日）午後5時までに本市ホームページに掲載する。

11 入札手続等

- (1) 入札に参加を希望する者は次の書類を提出すること。

ア 「一般競争入札参加申込書(様式第1号)」(9によりダウンロードした様式)

イ 「入札書(様式第4号)」(9によりダウンロードした様式)

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 「工事費内訳書」(9によりダウンロードした様式)

入札に際し、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

なお、工事費内訳書の金額(工事価格)と入札書に記載される入札金額に相違がある場合は無効となる。

エ 施工実績を確認できる書類

一般競争入札参加申込書(様式第1号)の「同種の施工実績」を確認できる書類を提出すること。

なお、同種工事の基準及び確認書類は次のとおりとする。

(同種工事の基準)

同種の施工実績は、1件の請負代金額が3,029万円以上の管工事について、公共工事の元請けとして空調設備工事の修繕、改修または更新工事の施工実績とする。(契約締結日が平成23年度以降の元請工事完了施工実績。ただし、共同企業体実績の場合は、出資比率が20%以上とする。)施工実績については、公共工事の大規模改修等の一部に空調設備の修繕、改修または更新が含まれる場合も可とする。

(施工実績を確認できる書類【写し可】)

① 施工実績が公共工事に該当することを確認する書類

② 管工事の内容を確認する書類

③ 請負代金額を確認する書類、ただし、共同企業体実績の場合は、出資比率を確認する書類を併せて提出すること。

オ 「配置技術者届出書(様式第2号)」(9によりダウンロードした様式)

空調設備工事の修繕、改修または更新工事の工事経験を有する管工事業に関する技術者を当該工事に専任で配置できること。(要件を満たせば兼任も可とする。)

配置技術者届出書及びそれに付随する添付書類は、一般競争入札参加申込書の添付資料として提出すること。

なお、本工事に対し、複数の配置を予定する技術者を届け出ることができる。

配置技術者届出書に付随する添付書類は、当該届出書において指定する。

※経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しの提出は、原則として不要とする。ただし、一般財団法人建設業情報管理センター「経営事項審査結果の公表」のホームページにおいて閲覧できない場合は、契約締結時期（令和8年8月中旬）に有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを提出すること。

(2) 提出期限 令和8年6月23日（火曜日）まで

(3) 提出方法

- ① 封筒を内封筒と外封筒及び返信用封筒の3種類を準備すること。（外封筒はA4サイズの書類を折り曲げずに入れることができるもの。）
- ② 内封筒には上記(1)イの入札書及び(1)ウの工事費内訳書を封入後に必ずのり付けし、おもて面に工事名、社名及び登録番号を記入すること。（縦書き、横書き不問）
なお、入札書及び工事費内訳書は折り曲げて構わない。
- ③ 返信用封筒は、競争入札参加資格の確認結果を通知するためのものである。定形封筒に返信先（部署・担当者まで）を記入し110円切手を貼り付けること。
- ④ 外封筒には②、③以外の書類と入札書及び工事費内訳書の入った内封筒（上記②）及び返信用封筒（上記③）を入れる。
- ⑤ 9によりダウンロードした「封筒貼付用宛名用紙」を外封筒おもて面に貼付し、郵送（必着）又は持参すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により郵送すること。

12 競争入札参加資格の確認等

競争入札参加資格の有無の確認は、11の提出書類を競争入札参加資格審査委員会において審査を行い、その結果を令和8年7月7日付けで書面（競争入札参加資格確認通知書）により発送する。

13 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 当該競争入札の参加資格がないと認められた者は、市長に対して、当該競争入札の参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：令和8年7月14日（火曜日）午後5時まで

イ 提出場所：筑紫野市総務部財政課契約担当

ウ 提出方法：書面は、持参することにより提出するものとし、郵送及び電送によるものは受け付けない。

(2) 市長は、説明を求められたときは、令和8年7月21日付けで説明を求めた者に書面により回答書を発送する。

14 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、次のとおりとする。

(1) 入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上を要するものとする。ただし、筑紫野市契約規則（平成4年筑紫野市規則第10号）第34条第1項の各号に掲げる要件に該当することとなった場合には、これを免除することができる。

15 入札の辞退

入札に参加を希望し、関係書類の提出期限後に入札を辞退する場合は、当該入札の開札を開始する時刻の前までに9によりダウンロードした様式「入札辞退届」を筑紫野市総務部財政課契約担当に提出すること。

16 開札

- (1) 開札日時 令和8年7月27日(月曜日)午後3時00分
- (2) 場 所 筑紫野市役所4階会議室404(入札室)
- (3) 開札には、競争入札参加資格があると認めた者又はその代理人が立ち会わなければならない。立ち会うことができない場合は、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて行うものとする。
- (4) 開札には、12の競争入札参加資格確認通知書と立会人本人の印鑑を持参すること。
- (5) 代理人が出席する場合は9によりダウンロードした様式「委任状」を提出すること。
- (6) 入札の回数は、1回とする。

17 落札者の決定

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で有効な入札を行った者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき金額の入札者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない市職員が行うものとする。

18 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

19 支払条件

前金払 40%

中間前金払 20% (条件については筑紫野市ホームページ「中間前金払制度」による)

部分払 無

20 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者が1者のみでも入札は成立するものとする。
- (3) 入札参加者は、別冊の筑紫野市入札心得書及び別冊の契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (4) 11(1)に定める申込書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、筑紫野市指名停止等の措置に関する規則に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 落札決定後、11(1)カに定める配置予定技術者が、CORINS等により監理技術者の専任制違反となる事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合のほかは、技術資料の差し替えは認められない。
- (6) 提出書類の作成費用は、入札参加者の負担とする。
- (7) 提出書類の差替え、再提出は認めない。また、提出書類は返却しない。
- (8) 提出書類を持参にて提出する場合は、開庁日(土・日・祝日を除く)の午前8時30分から午後5時の間に持参すること。
- (9) 対象工事の契約締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年筑紫野町条例第2号)第2条の規定に基づき筑紫野市議会の議決を要するため、落札者と停止条件付仮契約を締結する。

なお、当該仮契約が本契約として効力を生ずるまでの間に、当該仮契約の相手方が入札参加資格を失ったとき又は筑紫野市指名停止等の措置に関する規則に基づく指名停止を受けたときは、当該仮契約を解除する。